

執筆者:

E-mail✉ [本柳 祐介](#)E-mail✉ [水井 大](#)E-mail✉ [平原 将人](#)

1. はじめに

賃金の支払方法については、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「**労基法**」といいます。)第24条により通貨(現金)払いの原則が定められています。労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号。以下「**労基法施行規則**」といいます。)第7条の2はこの例外を定めていますが、これまでは、労働者の同意を前提として、銀行その他の金融機関の預金又は貯金の口座(以下「**預貯金口座**」といいます。)への振込み又は証券会社の一定の要件を満たす預り金に該当する証券総合口座(以下「**証券総合口座**」といいます。)への払込みの方法のみが認められてきました。

この例外に賃金のデジタル払いを追加するものとして、2022年11月28日に「労働基準法施行規則の一部を改正する省令」(令和4年厚生労働省令第158号。以下「**令和4年労基法施行規則改正省令**」といいます。また、令和4年労基法施行規則改正省令による改正後の労基法施行規則を以下「**改正後労基法施行規則**」といいます。)が公布され、2023年4月1日より施行されました¹。これにより、新たな賃金支払の方法として、キャッシュレス決済アプリ業者等の資金移動業者であって、厚生労働大臣の指定を受けた者(以下「**指定資金移動業者**」といいます。)の口座(以下「**指定資金移動業者口座**」といいます。)への資金移動によるデジタル払いが解禁されました。

賃金のデジタル払いについては、令和4年労基法施行規則改正省令のほか、以下の通達、ガイドライン及びパブリックコメント回答が出されており、このニューズレター(以下「**本 NL**」といいます。)では、これらに基づき、賃金のデジタル払いに関する最新の情報を概説します。

- ・ 「労働基準法施行規則の一部を改正する省令の公布について」(令和4年11月28日基発1128第3号。以下「**通達①**」といいます。)²
- ・ 「賃金の口座振込み等について」(令和4年11月28日基発1128第4号。以下「**通達②**」といいます。)³
- ・ 「『労働基準法施行規則の一部を改正する省令案』に関するご意見の募集結果について」(令和4年11月28日公示。以下「**省令パブコメ**」といいます。)⁴
- ・ 「資金移動業者の口座への賃金支払に関する資金移動業者向けガイドライン」(令和5年3月8日公表版。以下「**ペイロールに関する GL**」といいます。)⁵
- ・ 「『資金移動業者の口座への賃金支払に関する資金移動業者向けガイドライン(案)』に関するご意見の募集結果について」(令和5年3月8日公示。以下「**ペイロールに関する GL パブコメ**」といいます。)⁶
- ・ 「『事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)』の一部改正(案)の公表に対するパブリックコメントの結果等について」(令和

¹ [労働基準法施行規則の一部を改正する省令](#)

² [労働基準法施行規則の一部を改正する省令の公布について](#)

³ [賃金の口座振込み等について](#)

⁴ [『労働基準法施行規則の一部を改正する省令案』に関するご意見の募集結果について](#)

⁵ [資金移動業者の口座への賃金支払に関する資金移動業者向けガイドライン](#)

⁶ [『資金移動業者の口座への賃金支払に関する資金移動業者向けガイドライン\(案\)』に関するご意見の募集結果について](#)

5年3月31日公示。以下「事務GLパブコメ」といいます。)⁷

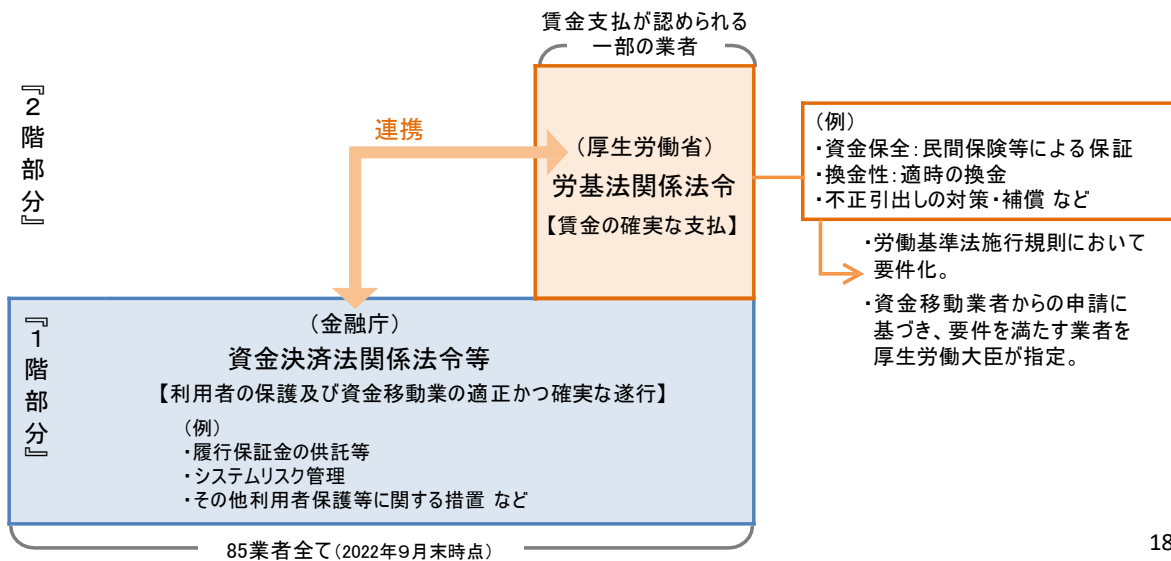
2. 指定資金移動業者の規制内容

(1) 資金移動業者の指定要件

資金移動業者が賃金のデジタル払いに参入しようとする場合には、資金決済に関する法律(平成21年法律第59号。以下「資金決済法」といいます。)上の第二種資金移動業者であることが前提とされ(改正後労基法施行規則第7条の2第1項第3号柱書)⁸、資金決済法に基づく資格要件を満たす必要があるほか、以下のイからチまで(改正後労基法施行規則第7条の2第1項第3号イからチまでにそれぞれ対応)の各要件を満たすことを証する書類を沿えて、厚生労働大臣に提出し、指定を受ける必要があります(改正後労基法施行規則第7条の3、第7条の2第1項第3号柱書)⁹。

資金移動業者の口座への賃金支払を認める場合に必要な規制のイメージ

- 現行では、資金決済法等に基づき、「利用者の保護及び資金移動業の適正かつ確実な遂行」の観点から、全ての資金移動業者に必要な規制がなされている(『1階部分』)。
- 仮に資金移動業者の口座への賃金支払を認める場合には、『1階部分』に加えて、労働基準法施行規則に基づき、「賃金の確実な支払」を担保するための要件を満たす一部の資金移動業者のみに限定することが必要(『2階部分』)。



18

(出典: 厚生労働省第181回労働政策審議会労働条件分科会参考資料 No.1、18頁)

⁷ [「事務ガイドライン\(第三分冊:金融会社関係\)」の一部改正\(案\)の公表に対するパブリックコメントの結果等について](#)

⁸ 賃金のデジタル払いへの参入が第二種資金移動業者に限定され、第一種及び第三種の資金移動業者が除外された趣旨につき、厚生労働省第181回労働政策審議会労働条件分科会参考資料 No.1、5頁等。

⁹ 指定資金移動業者口座は、資金移動業者が通常提供する資金移動業者の口座とすることも可能なほか、それとは別に賃金を受け取るための口座を用意することもできます(厚生労働省第181回労働政策審議会労働条件分科会参考資料 No.1、9頁参照)。そのことを前提に、ペイロールに関するGLによれば、利用規約等により賃金の支払を行う口座とそれ以外の口座が別々の口座として明確に分けられており、賃金支払を行う口座の入出金がそれ以外の口座と独立して行えるよう別々に管理されている場合であって、労働者がこの点を認識できる場合には、当該それ以外の口座については指定要件に係る措置を講じる必要はない(すなわち、賃金を受け取る口座についてのみ指定要件を満たせばよい)とされています(ペイロールに関するGL第2柱書)。

- イ 賃金の支払に係る資金移動を行う口座について、労働者に対して負担する為替取引に関する債務の額が 100 万円を超えることがないようにするための措置又は当該額が 100 万円を超えた場合に当該額を速やかに 100 万円以下とするための措置を講じていること

第二種資金移動業者は、資金決済法令に基づき、各利用者に対して負担している為替取引に関する債務の額が 100 万円を超える場合は、当該債務に係る債権者である利用者の資金が為替取引に用いられるものであるかどうかを確認するための体制を整備しなければならず、為替取引に用いられないことがないと認められるものについては、当該利用者への返還その他の当該資金を保有しないための措置を講じなければならないとされています(資金移動業者に関する内閣府令(平成22年内閣府令第4号。以下「**資金移動業府令**」といいます。))第30条の2)。指定資金移動業者については、これに加えて、①指定資金移動業者口座の資金に係る受入上限額を100万円以下の額に設定しているか、又は②当該資金が100万円を超えた場合の超過分等の送金先となる預貯金口座若しくは証券総合口座を労働者があらかじめ指定しておき、当該資金が100万円を超えた場合に、指定資金移動業者が当日中に指定資金移動業者口座から労働者が指定する預貯金口座若しくは証券総合口座(以下「**指定代替口座**」といいます。))への送金を行うことで当該資金を100万円以下とする措置を設けることが求められています(通達①2(1)ア、ペイロールに関するGL第2、1(1))¹⁰¹¹¹²。但し、①について、賃金の支払により受入上限額を超過するときには、超過する資金も含む賃金全額を一旦は受け入れ、当日中に指定資金移動業者口座から指定代替口座への送金を行うことで当該資金を100万円以下とする措置を設けることが必要とされています(通達①2(1)ア、ペイロールに関するGL第2、1(1))。また、指定代替口座は、指定資金移動業者においてその有効性を確認する必要があるとされています(ペイロールに関するGL第2、1(2))。

- ロ 破産手続開始の申立てを行ったときその他為替取引に関し負担する債務の履行が困難となったときに、指定資金移動業者口座について、労働者に対して負担する為替取引に関する債務の全額を速やかに当該労働者に弁済することを保証する仕組みを有していること

資金移動業者は、資金決済法令に基づき、その利用者に対して負う債務の全額と同額以上の資産を供託等によって保全することが義務付けられており(資金決済法第43条から第48条)、資金移動業者の破綻時には、利用者はあらかじめ保全された資産の中から優先的に弁済を受けることができます(資金決済法第59条第1項)。指定資金移動業者の規制では、この供託等の仕組みに加え、民間の保証機関(金融機関、保証会社その他保証を行う主体を指し、以下同様です。)が労働者に口座残高を速やかに¹³弁済することを保証する仕組みを有していることが求められます。すなわち、指定資金移動業者

¹⁰ 指定代替口座につき、銀行口座であれば銀行法(昭和56年法律第59号)の規定に基づく銀行の口座である必要があり、同法の規定に基づく免許を受けていない外国の銀行の口座を指定することは認められていないため(ペイロールに関するGL第2、1(2))、日本で銀行口座を開設していない労働者は、賃金のデジタル払いを利用することは事実上困難と解されます。

¹¹ 指定代替口座への着金の時期は、当日中に完了することまでは求められていないもの(省令パブコメNo.63参照)、口座からの減算及び指定代替口座への送金指図は当日中に行われる必要があります(ペイロールに関するGL第2、1(1))。

¹² 本指定要件の措置は、(i)同一の口座内に、賃金相当額に係る債務とそれ以外の債務が含まれている場合には、賃金相当額に係る債務の額が100万円以下であったとしても、債務の合算額が100万円を超える限り必要となります。また一方で、(ii)利用規約等により、賃金支払を行う口座の入出金がそれ以外の口座と独立して行えるよう別々に管理されており、労働者がこの点を認識している場合は、賃金相当額に係る債務の額が100万円以下である限りは、債務の合算額にかかわらず不要となります(ペイロールに関するGLパブコメNo.6及びNo.7)。

¹³ 「速やかに」とは、指定資金移動業者に係る破産手続開始の申立て等が行われた上で、労働者が当該指定資金移動業者又は保証機関に弁済を請求してから6営業日以内(労働者からの請求を要さず弁済が行われる場合には、破産手続開始の申立て等が行われてから6営業日以内)を指します(通達①2(1)イ、ペイロールに関するGL第2、2(1)ウ)。

に係る破産手続開始の申立て等があったとき¹⁴は、口座残高全額¹⁵に係る債務について、当該指定資金移動業者に代わり、保証機関が速やかに労働者に弁済することを内容とする保証委託契約を指定資金移動業者と保証機関との間で締結すること及び同内容の保証契約を労働者と保証機関との間で締結すること等¹⁶¹⁷により、指定資金移動業者の破綻時等の資金保全が実効性を伴って担保されていることが必要とされています(通達①2(1)イ、ペイロールに関する GL 第 2、2(1)ア)¹⁸。

- ハ 指定資金移動業者口座について、労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰することができない理由で当該労働者に対して負担する為替取引に関する債務を履行することが困難となったことにより当該債務について当該労働者に損失が生じたときに、当該損失を補償する仕組みを有していること

資金移動業者は、資金決済法令に基づき、なりすましなど利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われる等により口座の資金が不正に支出された場合に関して、補償方針を策定し(資金移動業府令第 29 条の 2 第 5 号及び第 31 条第 4 号)、利用者への情報提供を行うとともに、不正取引が発生した場合に損失が発生するおそれのある利用者以外の者も容易に知り得る状態に置く必要があるとされています(金融庁事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係)Ⅱ-2-6-1)。指定資金移動業者における補償方針は、利用規約等により、労働者に過失がない場合には損失額全額を補償することとしていること及び労働者に過失がある場合であっても損失を一律に補償しない取扱いとはしていないことが求められます(通達①2(1)ウ、ペイロールに関する GL 第 2、3)¹⁹²⁰。

- 14 「破産手続開始の申立て等があったとき」とは、破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て、更正手続開始の申立て、特別清算開始の申立て若しくは外国倒産処理手続の承認の申立て又は資金決済法第 59 条第 2 項第 1 号に規定する権利の実行の申立てがあったときを指します(通達①2(1)イ、ペイロールに関する GL 第 2、2(1)ア)。
- 15 指定資金移動業者の指定要件である「労働者に対して負担する為替取引に関する債務の全額」とは、労働者が賃金受取に利用している指定資金移動業者口座の資金残額に係る債務を指し、当該口座の賃金に係る債務のうち使用者から支払われた賃金相当額に係る債務以外のものも含まれます(通達①2(1)イ、ペイロールに関する GL 第 2、2(1)イ)。もっとも、口座残高全額が保証されていれば足り、違約金、損害賠償金等は必ずしも保証対象に含む必要はありません(ペイロールに関する GL 別紙様式第 12 号、第 2 条解説)。
- 16 詳細な仕組みは保証委託契約、保証契約等において規定され、厚生労働大臣の指定申請時の審査及び指定後の指定要件を維持していることの確認において、これらの契約内容も確認事項の一つとなるとされています(ペイロールに関する GL 第 3、1 及び 3(2)参照)。なお、保証委託契約及び保証契約の様式例は、厚生労働省のウェブサイトで公表されています。
[ガイドライン別紙様式第 12 号 保証委託契約書の様式例](#)
[ガイドライン別紙様式第 13 号 保証契約書の様式例](#)
- 17 指定資金移動業者と保証機関との保証委託契約の締結及び労働者と保証機関との保証契約の締結により資金保全を行う方法が一般的に想定されますが、実効性を伴って担保されているものである限り、当該方法以外の方法によることも認められ得るとされています(ペイロールに関する GL 第 2、2(1)ア)。
- 18 保証機関においては、指定資金移動業者の破綻時等に保証機関が弁済を行う指定代替口座の情報(名義人、口座番号)や労働者指定口座の口座残高全額に係る債務の情報等についてあらかじめ定期的に指定資金移動業者等から入手しておく等により平時から必要な情報を整理しておき、破綻時等には 6 営業日以内に確実に弁済できる体制を確保しておくことが必要です(ペイロールに関する GL 第 2、2(1)ウ)。もっとも、指定資金移動業者が、破綻時の資産保全のため、保証機関に対して労働者の口座情報等を提供することは、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」といいます。)第 27 条第 1 項の「法令に基づく場合」に該当しないことから、指定資金移動業者において労働者から同意を得る必要があるとされています(ペイロールに関する GL パブコメ No.30)。
- 19 一般社団法人資金決済業協会より以下のガイドラインが示されており、同協会の会員は、各ガイドラインに沿った対応が求められています。もっとも、補償要件及び対象期間については個社に委ねられており、また、被害者に過失がある場合の補償割合については個別対応とすることを妨げないとされています。
[銀行口座との連携における不正防止に関するガイドライン\(資金移動業\)\(令和 2 年 12 月 3 日制定\)](#)
[資金移動サービスの不正防止に関するガイドライン\(令和 3 年 4 月 2 日制定\)](#)
- 20 但し、労働者の親族等による払出しの場合、労働者が虚偽の説明を行った場合等については、補償の対象外とすることは認められています(通達①2(1)ウ)。

- ニ 指定資金移動業者口座について、特段の事情がない限り、当該口座に係る資金移動が最後にあった日から少なくとも十年間は、労働者に対して負担する為替取引に関する債務を履行することができるための措置を講じていること

第二種資金移動業者の口座残高の有効期限については、資金決済法令に基づく規制はありません。これに対し、指定資金移動業者は、特段の事情がない限り、最後の資金移動から最低 10 年間は口座残高を受け取ることができるための措置を講じる必要があるものとされました。省令パブコメによれば、指定資金移動業者にも、資金決済法上の滞留規制は適用されるとされており(省令パブコメ No.114)、かかる考え方を前提とすれば、資金移動が最後にあった日から 10 年が経過する前であっても、為替取引に用いられないことがないと認められる資金については、原則として、利用者への返還その他の措置(資金移動業府令第 30 条の 2 第 2 項)を講じる必要があります(事務 GL パブコメ No.6)。

- ホ 指定資金移動業者口座への資金移動が一円単位でできるための措置を講じていること

- へ 指定資金移動業者口座への資金移動に係る額の受取について、現金自動支払機を利用する方法その他の通貨による受取ができる方法により一円単位で当該受取ができるための措置及び少なくとも毎月一回は当該方法に係る手数料その他の費用を負担することなく当該受取ができるための措置を講じていること

資金移動業者の口座からの払出しについては、換金(出金)の単位は法令上定められていません。これに対し、指定資金移動業者口座への賃金の資金移動については、現金自動支払機(CD)又は現金自動預払機(ATM)の利用や預貯金口座等への出金等の通貨による受取が可能となる手段を通じて、指定資金移動業者口座の資金を 1 円単位で払出しができるようにしていることが必要とされています(通達①2(1)カ、ペイロールに関する GL 第 2、6(1))。

また、払出手数料の負担についても、資金移動業者の口座については法令上の規制はありませんが、指定資金移動業者については、少なくとも毎月 1 回は、労働者に手数料負担が生じることなく指定資金移動業者口座から払い出すことができるようにすることが必要とされています(通達①2(1)カ、ペイロールに関する GL 第 2、6(2))²¹。

なお、指定資金移動業者が 1 日当たりの払出上限額を設定することは差し支えないものの、その場合には、労働者が設定する指定資金移動業者口座への資金移動を希望する賃金の金額は、当該払出上限額以下に設定される必要があるものとされています(通達②7、ペイロールに関する GL 第 2、6(1))。

- ト 賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること

指定資金移動業者は、賃金の支払に関する業務の実施状況及び資金移動業以外の事業も含めた財務状況について、定期的に及び厚生労働大臣から報告を求められた都度、報告できる体制を整備することが求められます。また、上記口座に係る保証機関も、同様の体制整備義務を負います(通達①2(1)キ、ペイロールに関する GL 第 2、7)。

- チ イからトまでに掲げるもののほか、賃金の支払に関する業務を適正かつ確実にを行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること

チに係る指定要件については、以下に掲げる事項が総合的に考慮され、判断されるとされています(ペイロールに関する GL 第 2、8)。

- ① 資金決済法令に基づき業務を適正かつ確実にを行うことができる体制を有していること。特に、指定申請時において、資金決済法第 55 条の規定による業務改善命令又は同法第 56 条第 1 項の規定による業務停止命令がなされていないこと。
- ② 賃金が確実に支払われるための措置として、例えば、賃金支払が開始される際に、資金移動業者が、労働者指定口座が存在することを確認する措置、当該口座が賃金支払を行う要件を満たしていることを確認する措置等を講じてい

²¹ 指定代替口座への送金を行う際に、労働者に手数料負担が生じないように措置している場合、実際に指定代替口座への送金が行われた月については、労働者に手数料負担が生じることなく指定資金移動業者口座から払出措置がとられていると解することができます(ペイロールに関する GL 第 2、6(2))、別途指定資金移動業者口座から払出しを行う際には手数料が発生することとすることも許容されます(省令パブコメ No.143 参照)。

ること。

- ③ 個人情報の取扱いに係る第三者機関による認証として「プライバシーマーク」又は「ISMS 認証」を取得していること。なお、第三者認証の取得を申請中である場合には、申請中であることが分かる資料と認証を受ける時期の見込みを提出することにより、資金移動業者の指定の申請は受理され得る。但し、第三者認証の取得が完了するまでは指定要件を満たさないため、それまでは指定されないことに留意すること。
- ④ その他技術的能力・社会的信用に疑いを生じさせる事実がないこと。

資金移動業者は、資金決済法令上、プライバシーマーク又は ISMS 認証の取得までは義務付けられていませんが、指定資金移動業者については、上記③のとおり、個人情報保護法の遵守に加えて、プライバシーマーク又は ISMS 認証の取得まで求められています。

(2) 指定資金移動業者が破綻等した場合の処理

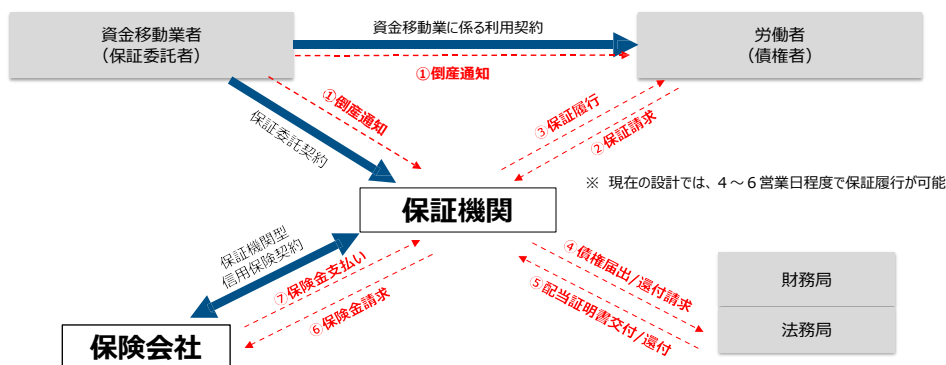
指定資金移動業者が破綻した場合には、前掲(1)口に係る保証機関により、利用者への口座残高の弁済が行われます。詳細はペイロールに関する GL 等に規定されていますが、例えば以下図のように処理されることが想定されています。

資金移動業者が破綻した場合の資金保全のスキームの例

○資金移動業者が破綻した場合に、資金移動業者の口座にある賃金について、①十分な額が、②早期に、労働者に支払われる仕組みとして、例えば以下のようなスキームが考えられる。

(検討中のスキームの例)

- 資金移動業者が破綻した場合、保証機関から労働者に対し、破綻時における各労働者の口座残高の一定額（最大100万円）を早期に支払い、
- 保証機関が保証履行することにより、本来労働者が有する権利である供託金請求権が保証機関へ法定代位。保証機関より財務局に対し供託金の還付請求を実施。
- 供託金の不足により、保証機関が履行した保証金額と、代位請求により還付を受けた供託金額の差額が発生し、保証機関が損失を被った場合、保証機関型信用保険契約を締結している保険会社より保険金にて同損失を補償。



(資料出所) 令和2年3月10日規制改革会議投資等WG内閣府提出資料を一部改変

(出典: 厚生労働省第181回労働政策審議会労働条件分科会参考資料No.1、42頁)

3. 賃金のデジタル払いを行おうとする使用者側の対応

(1) 概要

今回の改正は、使用者に、賃金のデジタル払いを労働者に提供することを義務付けるものではありません。従前どおり預貯金口座への振込みの方法等により賃金を支払うことも可能です。もっとも、個社の状況に照らして賃金のデジタル払いを導入する場合には、後掲(3)のとおり、労働組合又は労働者の過半数を代表する者と労使協定を結び、指定資金移動業者²²とサービス利用契約を締結するとともに、労働者との関係では、預貯金口座又は証券総合口座への賃金の払込みも選択することができるようにした上で、公表されている様式例の同意書²³等によって労働者から同意を取得する必要があります。

²² 指定資金移動業者の一覧は、指定の後、[厚生労働省のウェブサイト](#)にて掲載される予定です。

²³ 同意書の様式例は既に[厚生労働省のウェブサイト](#)で公表されており、ダウンロードすることができます。

(2) 導入のメリット及びデメリット

労働者にとっては資金管理の多様化、利便性の向上などのメリットがみられ、若年層を中心にニーズが存在するとされています。使用者側にとっても、賃金のデジタル払いを導入することにより、こうしたニーズを持つ労働者からみた魅力が高まり、人材を確保する上で競争上優位となるメリットがあります。他方、使用者側のデメリットとしては、賃金のデジタル払いの制度を導入する際に、指定資金移動業者の法人アカウントの開設及びシステム改修を含む一定の初期投資が発生したり、労働者毎に異なる賃金支払方法を管理したりするなど事務負担が増えることが考えられます。

したがって、個社の状況に応じてメリット・デメリットを勘案し、導入の是非を検討する必要があるところ、まずは社内の労働者への意識調査の実施等を通じて一定のニーズがあるか把握することが望まれます。今後、指定資金移動業者の指定のほか、手数料負担の有無及び金額など指定資金移動業者のサービス内容が明らかになった段階で、本格的に、使用者側で賃金のデジタル払いを導入することの検討が始まるものと考えられます。

(3) 導入の手順

賃金のデジタル払い制度を導入する場合には各事業場において以下の手続きを踏む必要があります。

① 労使協定の締結

事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては当該労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者と、以下の事項を記載した書面又は電磁的記録による協定²⁴を締結する必要があります(通達②2、ペイロールに関する GL 第 4、1(1))。

- ・ 対象となる労働者の範囲
- ・ 対象となる賃金の範囲²⁵及びその金額
- ・ 取扱指定資金移動業者(労働者が当該使用者の支払う賃金について利用を選択できる指定資金移動業者を指し、以下同様です。)の範囲
- ・ 実施開始時期

② 就業規則の変更及び届出

賃金の支払の方法は就業規則の記載事項であるため(労基法第 89 条第 2 号)、新たに賃金のデジタル払いを認める場合、就業規則²⁶の変更及び労働基準監督署への変更届出が必要になるものと解されます。

③ 説明及び同意取得

使用者は、賃金のデジタル払いを希望する労働者に対して、労働者が預貯金口座への振込み又は証券総合口座への払込みによる賃金支払も選択することができるように選択できるようにするとともに、所定の事項を説明した上で、当該労働者が指定する指定資金移動業者口座(以下「労働者指定口座」といいます。)の情報取得とあわせて同意を得る必要があります(通達②7、ペイロールに関する GL 第 4、1(2)ア及びイ)。使用者による所定の説明事項は、様式例の同意書(2 面)に「資金移動業者口座への賃金支払に関する留意事項」として記載されており、実務上はこれに則り、労働者への説明を実施するのが簡便と考えられます。なお、労働者への説明は、指定資金移動業者に委託することも可能とされていますが、労働者の同意の取得は、使用者自らが行う必要があります(通達②7、ペイロールに関する GL 第 4、1(2)ウ)。

また、使用者は、取扱金融機関、取扱証券会社及び取扱指定資金移動業者について、金融機関、証券会社又は指定資金移動業者の所在状況等からして 1 行、1 社に限定せず複数とする等、労働者の便宜に十分配慮して定める必要があるとされています(通達②5、ペイロールに関する GL 第 4、1(2)ア)が、結果的に、労働者に賃金のデジタル払いを行う指定資金

²⁴ 本 NL 執筆現在、労働局によっては口座振込みに関する労使協定案が[ウェブサイト](#)でも公開されており、賃金のデジタル払いに関する労使協定案は公開されていませんが、今後、同様に公表されるものと予想されます。

²⁵ 対象となる賃金の範囲とは、定期賃金、賞与及び退職金等の区分を指します(ペイロールに関する GL パブコメ No.84)。労使協定において退職金を対象外とし定期賃金に限定することなども認められます(厚生労働省第 174 回労働政策審議会労働条件分科会佐藤賃金課長発言参照)。

²⁶ 本 NL 執筆現在、[厚生労働省のウェブサイト](#)において公表されているモデル就業規則(令和 4 年 11 月版)には、賃金のデジタル払いに関する記載はありませんが、今後、記載が追加されるものと予想されます。

移動業者が1社となることは許容されています(ペイロールに関するGLパブコメNo.88)。

さらに、使用者が労働者から同意をする際には、資金移動を希望する賃金の範囲及び額を同意書等において記載することとなりますが、当該希望額は、指定資金移動業者が設定している口座上限額以下に設定される必要があるほか、指定資金移動業者が1日当たりの払出上限額を設定している場合には当該額以下に設定される必要があります(通達②7、ガイドイラン第4、1(2)イ(ア))。

(4) 賃金のデジタル払いの実施

労働者指定口座に支払われた賃金は、所定の賃金支払日の午前10時頃までに為替取引としての利用(労働者の預貯金口座等への出金指図、店舗等における代金支払への充当、第三者への送金指図等)が行いうる状態になっていること及び所定の賃金支払日のうちに賃金の全額が払い出し得る状態となっていることが必要です(通達②4、ペイロールに関するGL第4、2)。このような状態にするために、いつまでに使用者が労働者指定口座への送金指図を行っている必要があるかは、指定資金移動業者のサービス内容次第で定まりますが、今後、使用者が導入しやすいサービス内容となることが期待されます。

以上

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 